

呉市斎場次期事業

事業契約書（案）

令和7年 月 日

呉市



呉市斎場次期事業 事業仮契約書

- 1 委託業務の名称 呉市斎場次期事業
- 2 履行場所 広島県呉市焼山町字鍋土10723番地の24
- 3 履行期間 契約締結日（本契約としての成立日をいう。以下同じ。）から  
令和28年3月31日まで  
（業務期間）令和8年4月1日から令和28年3月31日まで
- 4 契約金額 金 [ ] 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 [ ] 円  
（内訳は別紙内訳書のとおり。）  
ただし、別紙契約条項（以下「本契約」という。）に基づき金額の改定がなされた場合には、当該改定がなされた金額とする。
- 5 契約保証金 本契約第4条に定めるとおりとする。

呉市斎場次期事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が優先交渉権者その他の者との間で締結した呉市斎場次期事業基本協定書（以下「基本協定」という。）第4条第1項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、呉市契約規則（昭和39年9月29日規則第50号）及び契約条項によって、本事業の事業契約として呉市斎場次期事業 事業契約（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本事業契約は仮契約であって、呉市議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。呉市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において発注者は一切の責任を負わない。

本事業契約の証として、本書の原本[ ]通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（発注者） 広島県呉市中央4-1-6

呉市長 新原 芳明

印

（受注者） [所在地]

[会社名]

[代表者名]

印

別紙内訳書

提案に基づき作成する。

呉市斎場次期事業 契約条項

目 次

第1条（総則）	1
第2条（目的）	1
第3条（公共性の尊重）	2
第4条（契約の保証）	2
第5条（業務遂行）	2
第6条（期間）	3
第7条（権利・義務の譲渡の禁止）	3
第8条（特許権等の使用）	4
第9条（知的財産権）	4
第10条（一括再委任等の禁止）	4
第11条（受注者に対する措置請求）	5
第12条（運営体制の整備）	5
第13条（緊急時の組織体制の整備等）	5
第14条（本業務の範囲）	6
第14条の2（役割分担）	6
第15条（業務範囲の変更）	6
第16条（本事業契約と業務内容が一致しない場合の改善義務）	7
第17条（改修業務）	7
第17条の2（検査及び引渡し）	7
第17条の3（予備性能試験及び性能試験）	8
第17条の4（性能保証責任）	8
第17条の5（契約不適合責任）	8
第17条の6（契約不適合責任期間等）	8
第18条（住民対応）	9
第19条（災害発生時などの協力）	9
第20条（業務の基準等）	9
第21条（火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等の作成）	9
第22条（業務報告書）	10
第23条（発注者による業務遂行状況のモニタリング）	10
第24条（本施設に係る計測）	10
第25条（要求水準書等の未達成）	11
第26条（異常事態への対応）	11
第27条（臨機の措置）	11
第28条（火葬対象数）	11
第29条（サービス購入料等の支払）	11

第30条（サービス購入料の改定）	12
第31条（サービス購入料の減額又は支払停止等）	12
第32条（受注者の債務不履行に対する是正期間）	12
第33条（法令変更）	12
第34条（不可抗力発生時の対応）	13
第35条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	13
第36条（不可抗力による一部の業務遂行の免除）	13
第37条（本事業終了時の取扱い）	13
第38条（本事業終了時の本施設の引き継ぎ条件）	14
第39条（発注者の任意解除権）	14
第40条（発注者の催告による解除権）	14
第41条（発注者の催告によらない解除権）	15
第42条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	16
第43条（発注者による一部解除権）	16
第44条（受注者の催告による解除権）	16
第45条（受注者の催告によらない解除権）	16
第46条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	16
第47条（法令変更又は不可抗力の場合の解除）	17
第48条（本事業契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置）	17
第49条（違約金）	17
第50条（発注者の損害賠償請求等）	18
第51条（受注者の損害賠償請求等）	19
第52条（損害賠償等）	19
第53条（所有権）	19
第54条（第三者への賠償）	19
第55条（保険）	20
第56条（協議会の設置）	20
第57条（契約の変更）	20
第58条（秘密保持）	20
第59条（経営状況の報告等）	21
第60条（株主への支援要請）	21
第61条（遅延利息）	21
第62条（補則）	21
個人情報等取扱特記事項	22

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、基本協定及び要求水準書等（要求水準書、実施要領、質問回答書を総称していう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、本事業契約（本契約並びに要求水準書等及び提案書と一体となる契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、基本協定、本契約、要求水準書等、提案書の中に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定、本契約、質問回答書、要求水準書、実施要領、提案書の順にその解釈が優先するものとする。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回ると発注者が認める場合は、提案書の記載が要求水準書等に優先するものとする。
- 2 受注者は、表記の履行期間（以下「履行期間」という。）中、表記の履行場所に存する呉市斎場（以下「本施設」といい、本施設内の火葬炉を単に「火葬炉」という。）にて、要求水準書等及び提案書に示された本施設の維持管理運営に係る各業務（以下「本業務」という。）を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に表記の契約金額（以下「サービス購入料」という。）を支払うものとする。
- 3 本事業契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本事業契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、本事業契約で用いる用語は、本事業契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、実施要領及び要求水準書に定義された意味を有するものとする。
- 5 本事業契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「業務開始日」とは、令和8年4月1日をいう。
  - (2) 「質問回答書」とは、発注者が令和[ ]年[ ]月[ ]日に公表又は通知した実施要領等に関する質問への回答をいう。
  - (3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害及び騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであつて、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
  - (4) 「法令変更」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更を含む。
  - (5) 「提案書」とは、実施要領に従い優先交渉権者が作成し発注者に提出した令和[ ]年[ ]月[ ]日付提案書類（その後の変更を含む。）をいう。
- 6 本事業契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本事業契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書に特別な定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定められたものによるものとする。
- 8 本事業契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本事業契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 発注者と受注者は、本事業契約に係る訴訟について、第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所とすることに合意する。

(目的)

- 第2条 本事業契約は、発注者と受注者が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に維持管理運営するた

めに必要な事項を定めることを目的とする。

(公共性の尊重)

第3条 受注者は、本施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、第6条第1項第2号に定める業務期間（以下「業務期間」という。）における各事業年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の期間をいうものとする。以下同じ。）に関し、当該事業年度の開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第4号の場合においては、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保として発注者が確実に認める有価証券等の提供
  - (3) 本事業契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
  - (4) 本事業契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 業務期間中、前項の保証に係る各事業年度の契約保証金の額、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」という。）は、サービス購入料の総額を20で除した額の10分の1以上の額（以下「保証対象額」という。）とする。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項第1号の契約保証金には利息を付さないものとする。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第3号に掲げる保証及び第4号に掲げる保険は、単年度又は複数年度のものによる業務期間中における更新を認めるものとする。
- 6 保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(業務遂行)

第5条 受注者は、基本協定及び本事業契約に基づき、要求水準書等及び提案書の定めるところに従い、自らの責任及び費用において、本業務を行うものとする。なお、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等又は提案書に示す水準の未達は、受注者による本事業契約の債務不履行を構成するものとする。

- 2 受注者は、本業務その他受注者が本事業契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得し、これを維持し、また必要な届出等を行わなければならない。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りでない。
- 3 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用負担により書類

の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

- 4 受注者は、本業務の遂行に当たり、関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者による本事業契約の債務不履行を構成するものとする。
- 5 受注者は、要求水準書等に記載する基準値（ただし、提案書における自主規制値がこれを上回る場合は、提案書における当該数値とする。以下同じ。）を確実に遵守するものとする。受注者による要求水準書等に記載する基準値の未達は、受注者による本事業契約の債務不履行を構成するものとする。
- 6 受注者は、本業務に関する周辺住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、周辺地域の住民等から本業務に関する意見等を得た場合は、発注者と協議のうえ必要な措置を講ずるものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解及び協力を得るよう努力するものとする。
- 7 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行しなければならない。
- 8 受注者は、本業務の遂行に必要な限度でのみ、本施設内の備品等を無償で使用することができる。
- 9 受注者は、業務期間中、本施設内の備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 10 備品等が経年劣化等により本業務遂行の用に供することができなくなった場合、受注者は、発注者と協議のうえ、当該備品等を購入又は調達するものとする。この場合、受注者によって購入又は調達された当該備品等の所有権は、発注者に帰属するものとする。備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、サービス購入料に含まれているものとし、サービス購入料の支払のほか、受注者は、備品等の購入又は調達に関し、名目の如何を問わず、何らの支払も発注者に請求できないものとする。
- 11 受注者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、これを弁償し、又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。
- 12 受注者による本事業契約上の義務の履行に要する光熱水費その他の費用（放送法（昭和25年法律第132号）による受信料を含む。）は、別段の合意がない限り、受注者の負担とする。

#### （期間）

第6条 履行期間及び業務期間は、次のとおりとする。

- (1) 履行期間 契約締結日から令和28年3月31日までの期間
  - (2) 業務期間 令和8年4月1日から令和28年3月31日までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者と受注者の間で変更の合意があった場合は、当該変更後の日をもって、業務期間の始期とする。
  - 3 前項の規定により、業務期間の始期が第1項第2号と異なるに至った場合も、業務期間の終期は変更しないものとする。この場合、発注者と受注者との協議により、サービス購入料の変更を行うものとする。

#### （権利・義務の譲渡の禁止）

第7条 受注者は、本事業契約に基づき生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡

し、継承させ、担保権を設定し、又はその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、本業務の遂行により生じた成果物（未完成の成果物及び本業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保権を設定し、若しくはその他の処分（これらの予約も含む。）をしてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （特許権等の使用）

第8条 受注者は、発注者から提供される情報、書類、図面その他のものを除き、本事業契約の規定に従って、本施設を維持管理運営していくために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の実施権・使用権その他ノウハウ等の活用に必要な諸権利を、自己の責任及び費用負担において、取得・維持するものとし、関係者との調整を行わなければならない。

- 2 受注者は、サービス購入料には、前項の規定に基づく特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに前条第2項の規定に基づく成果物の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。

#### （知的財産権）

第9条 本事業契約に基づき、発注者が受注者に対して提供した情報、書類、図面等に関する著作権その他の知的財産権（発注者に権利が帰属しないものを除く。）は、発注者に属する。ただし、発注者は、受注者に対して、本事業契約の目的を達成するために必要な限度で、当該提供物を無償で使用させる。

- 2 受注者は、本事業契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、本事業契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続するものとする。

- 3 受注者は、自ら又は権利者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 前項に規定する著作権その他の知的財産権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使すること。

- 4 発注者は、次の各号に掲げる場合、受注者の作成した成果物を公開することができる。ただし、開示される成果物に受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。

- (1) 呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）その他法令に基づく場合

- (2) 呉市議会に提出する場合

- (3) 広報に使用する場合（発注者が認めた公的機関による使用を含む。）

#### （一括再委任等の禁止）

第10条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者（提案書に基づいて再委任された構成企業も含むものとする。）に委任し、又は請け負わせようとするとき（当該第三者が当該業務をさらに別の者に委任し、又は請け負わせようとするときを含む。）は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、前項の規定による委任又は請負に関し、受注者に対して、当該委任又は請負に係る契約の条件（契約代金、スケジュールその他の条件を含むがこれに限られない。）その他の必要な事項の説明を求めることができる。

4 第2項の規定による委任又は請負は、全て受注者の責任及び費用において行うものとし、受注者が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者（当該第三者が再度当該業務を委任し、又は請け負わせた別の者を含み、以下これらの者を「再委任先等」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

（受注者に対する措置請求）

第11条 発注者は、受注者の役職員、使用人若しくは再委任先等が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項に対する措置について発注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に発注者にその結果を通知しなければならない。

3 受注者は、発注者の職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について受注者が合理的に満足する内容で決定し、請求を受けた日から10日以内に受注者にその結果を通知しなければならない。

（運営体制の整備）

第12条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び提案書に基づく本業務の実施体制の整備に必要な人員及び有資格者を確保し、本事業契約の終了まで、これを維持する。

2 受注者は、前項において確保した人員に対し、本業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行い、業務開始日における本施設の業務の実施開始に支障のないよう準備しなければならない。

3 受注者は、前項の訓練、研修等を完了した後、要求水準書等及び提案書に従い、本業務における総括責任者、業務管理者その他の業務担当者を設置して本業務の実施体制を整備し、発注者に対して、整備した実施体制につき届出を行うものとする。

4 発注者は、前項の届出を受領した後、本業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び提案書に従った実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該本業務の実施体制を確認することができる。

（緊急時の組織体制の整備等）

第13条 受注者は、災害等の緊急時において、二次災害の防止に努めるものとする。

2 本施設において事故が発生した場合、受注者は、緊急時の対応マニュアルに従い、直ちに事故の

発生状況、事故時の運転記録等を発注者に報告する。受注者は、当該報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。

(本業務の範囲)

第14条 本業務の範囲は次の各号に掲げる業務とし、細目は要求水準書等及び提案書に定めるとおりとする。

(1) 維持管理業務

- ・建物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽・外構等維持管理業務
- ・警備業務
- ・建物・設備等の改修業務
- ・火葬炉改修業務
- ・その他業務

(2) 運営業務

- ・火葬受付・案内業務
- ・告別業務
- ・炉前業務
- ・火葬業務
- ・収骨業務
- ・その他業務

2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずるものとする。

(役割分担)

第14条の2 本事業の実施において、受注者を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

- (1) 前条第1項の維持管理業務のうち火葬炉改修業務については、火葬炉改修企業が受託する。
- (2) 前条第1項の維持管理業務のうち火葬炉保守管理業務及び火葬炉改修業務以外の業務については、維持管理企業が受託する。
- (3) 前条第1項の維持管理業務のうち火葬炉保守管理業務及び運営業務のうち火葬業務については、火葬炉運転企業が受託する。
- (4) 前条第1項の運営業務のうち火葬業務以外の業務については、運営企業が受託する。

(業務範囲の変更)

第15条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって第14条に定める本業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 本業務の範囲の変更及びそれに伴うサービス購入料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(本事業契約と業務内容が一致しない場合の改善義務)

第16条 受注者は、本業務の内容が本事業契約、要求水準書等若しくは提案書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者が業務の改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、当該不適合が発注者の指示による場合その他発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は、必要に応じて、業務期間又はサービス購入料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは当該損害を賠償しなければならない。

(改修業務)

第17条 受注者が建物・設備等の改修業務または火葬炉設備改修業務（以下総称して「改修業務」という）を行った場合、受注者は、使用した設計図、施工図等の書面を発注者に対して提出するものとし、必要に応じて当該修繕を竣工図書に反映して改訂した竣工図書を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者が火葬炉設備改修業務を行った場合、受注者は、使用した設計図、施工図等の書面を発注者に対して提出するものとし、必要に応じて当該改修を竣工図書に反映して改訂した竣工図書を発注者に提出するものとする。

(検査及び引渡し)

第17条の2 受注者は、改修業務を完了したとき（ただし、火葬炉とそれ以外の部分に関する改修業務はそれぞれ別個の業務とし、火葬炉を順次に改修する場合は、火葬炉毎に業務の完了を判断するものとする。）は、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、改修業務の完了及び要求水準書等の定める内容の改修を確認するための検査を完了させるとともに、当該検査の結果を受注者に通知させなければならない。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、改修業務の目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって改修等業務の完了及び要求水準書等の定める改修を確認し、検査の合格を受注者に通知したときをもって、改修業務の目的物の引渡しを受けたものとみなす。
- 5 受注者は、改修業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を改修業務の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 6 検査員は、第2項及び前項の検査を行うほか、改修業務の中途において必要があると認められる場合には、改修業務の状況等の検査を行うことができる。この場合においては、第2項後段及び第3項の規定を準用する。

7 受注者は、本事業契約に基づき作成される成果物について、予め民法第295条の規定に基づく留置権及び商法第521条の規定に基づく留置権並びに民法第533条の規定に基づく同時履行の抗弁権を放棄する。

(予備性能試験及び性能試験)

第17条の3 受注者は、火葬炉の改修業務に関して、前条に規定する検査及び引渡しに先立ち、要求水準書等の定めに従い、本火葬炉の予備性能試験を自己の費用で実施する。

2 受注者は、本火葬炉の改修業務に関して、要求水準書等の定めに従い、本火葬炉の性能試験を自己の費用で実施する。

(性能保証責任)

第17条の4 受注者は、改修業務の目的物が第17条の2第1項の引渡しの時において提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する。

(契約不適合責任)

第17条の5 発注者は、本業務の履行が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて受注者に履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて受注者にサービス購入料の減額を請求することができる。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにサービス購入料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第17条の6 発注者は、本業務の履行に関し、受注者による履行がなされた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知か

ら1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

#### (住民対応)

- 第18条 受注者は、常に適切に本業務を遂行し、要求水準書等及び提案書に従って、業務期間を通じて、本施設の適切で地域と一体となった運営を行うことにより周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう努めるものとする。
- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書に従って、本施設、本施設の運営及び本施設の維持管理等に関する周辺住民からの意見や苦情について、発注者と連携して適切な対応を行うものとする。

#### (災害発生時などの協力)

- 第19条 発注者と受注者は、災害その他不測の事態が発生した際には、協力して対応にあたるものとする。
- 2 災害その他不測の事態により、要求水準書等に示す火葬数量を超える多量の火葬が発生する等の状況が生じた場合において、その処理を発注者が実施しようとするときは、受注者は、その処理に最大限の協力を行う。その場合、発注者は、合理的な範囲の追加的費用を受注者に支払う。
  - 3 受注者は、事故、火災、故障等の緊急事態（以下「緊急事態」という。）への対応について、業務の開始前に、予め発注者と協議し、緊急事態への対応計画（以下「防災計画」という。）を策定するものとする。
  - 4 受注者は、業務期間中において、緊急事態が発生した場合、要求水準書、防災計画の規定に従い、直ちに被害を最小限にとどめるために必要な措置を採るとともに、発注者及び関係機関に通報し、又は監視を強化し、その他緊急事態に至った原因の究明及びその責任の所在の分析等を行わなければならない。

#### (業務の基準等)

- 第20条 受注者は、業務期間中、環境影響評価、公害防止基準、環境保全関係法令等を遵守して、本業務を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、次条に規定する発注者の承諾を得た火葬炉運転マニュアル、業務計画書及び業務実施計画書に基づき、本業務を行わなければならない。

#### (火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等の作成)

- 第21条 受注者は、業務開始日の30日前までに、要求水準書等に従って火葬炉運転マニュアルを作成し、発注者に提出して、発注者の承諾を受けなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める発注者の承諾を受けた火葬炉運転マニュアルを踏まえ、要求水準書等に定める提出期限までに業務計画書及び業務実施計画書（以下「業務計画書等」という。）を作成し

て、発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

- 3 受注者は、火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等の変更又は更新を行う場合には、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、本施設について要求水準書等に示す性能を維持し、運営するため、また、本業務を円滑に行うため、常に火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等を適正なものにするよう努めるものとし、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を発注者に提出する。
- 5 発注者は、火葬炉運転マニュアル又は業務計画書等について、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合は、受注者に対して適宜変更・修正を求めることができる。
- 6 受注者は、本業務の結果が要求水準書等を満たさないときに、単に火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。
- 7 発注者は、火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等の確認又はその変更の承諾を行ったこと自体を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (業務報告書)

第22条 受注者は、要求水準書等に定めるとおり、本業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ要求水準書等に定める提出期限までに、発注者に提出するものとする。業務報告書の様式、記載方法等については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務マニュアルに従い、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内に業務期間にわたって保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

#### (発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第23条 発注者は、別紙2記載のモニタリング方法に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングを行う。

- 2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設への立入りその他の必要な措置をとることを申し出ることができる。また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。
- 4 発注者は、第1項のモニタリング又は第2項の申出もしくは請求を行ったことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (本施設に係る計測)

第24条 受注者は、業務期間中、自己の負担において、要求水準書等、火葬炉運転マニュアル及び業務計画書等に従い、本施設に係る計測を実施しなければならない。発注者は、事前に受注者に通知した上で、当該計測に立ち会うことができる。

(要求水準書等の未達成)

第25条 第23条によるモニタリング又は前条の計測等の結果、受注者による本業務の遂行が要求水準書等若しくは提案書又は火葬炉運転マニュアルに定める水準を満たしていないことが判明した場合は、発注者は、受注者に対して、別紙2記載の方法に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する要求水準書等に定める報告又は記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。

(異常事態への対応)

第26条 受注者は、本業務の履行に際して、本施設の故障、停止基準値の未達、不可抗力による損害発生その他要求水準書等に定める水準の未達成等の事態（以下総称して又は個別に「異常事態」という。）が発生したときは、要求水準書等に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。

- 2 受注者は、本施設に係る異常事態の原因の究明及びその責任の所在の分析等を行い、その結果を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項に基づく受注者による原因の究明及び責任の所在の分析とは別に、独自に異常事態発生に係る事実関係の調査、原因の究明及び責任の所在の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 本施設が計画外において停止の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について前2項の規定を準用する。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、事故及び災害の防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。

- 2 前項の場合、受注者は、その講じた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、事故、災害防止その他本施設の運転管理業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じることを請求することができる。
- 4 受注者が臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び受注者が通常予測し、対処できる事由により生じたものについては、受注者が負担するものとし、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、発注者が負担するものとする。ただし、不可抗力により臨機の措置を講じた場合には、第35条に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

(火葬対象数)

第28条 本施設における実際の火葬件数が、要求水準書に示す将来火葬件数に対し増減する場合は、別紙1に示す方法で、サービス購入料を変動させるものとする。

(サービス購入料等の支払)

第29条 発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙1記載の方法に従い、サービス購入料を支払う。

- 2 第1項の定めにかかわらず、発注者は、サービス購入料の支払に当たり、当該支払時において受注者の発注者に対する支払債務が存在する場合、当該支払債務相当額をサービス購入料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 3 受注者は、サービス購入料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）をもって計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（サービス購入料の改定）

第30条 発注者及び受注者は、物価変動に応じて、別紙1記載のとおりサービス購入料を改定できる。

（サービス購入料の減額又は支払停止等）

第31条 第23条に基づく発注者による業務遂行状況のモニタリングその他により、本業務について要求水準書等及び提案書に定める内容及び水準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、発注者は、別紙2に定めるところに従ってサービス購入料を減額又は支払停止することができるものとする。

- 2 受注者が作成した各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書の作成等に対応するサービス購入料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得たサービス購入料相当額の返還を請求することができる。この場合、当該減額し得たサービス購入料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還するまでの日数につき、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延損害金を支払うものとする。

（受注者の債務不履行に対する是正期間）

第32条 発注者は、要求水準書等に特に規定がある場合のほか、受注者の責めに帰すべき事由により本施設の正常な運営ができなくなったときは、受注者が再び本業務を継続することが事実上不可能と合理的に判断される場合を除き、受注者に改善のための是正期間を与えることができるものとする。

- 2 前項の是正期間を経過した後であっても、合理的な理由があると発注者が判断する場合には、発注者は、受注者と協議のうえでは是正期間の延長を認めることができるものとする。

（法令変更）

第33条 業務期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 本業務に関して受注者が受けることとなる影響
- (2) 本業務に影響を及ぼす法令変更に関する事項の詳細

- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本事業契約の変更その他の報告された事態に対する本事業契約の変更や費用負担等の対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。
- 3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、協議開始から30日以内に対応措置について合意が成立しない場合、発注者は、当該法令変更への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者

は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用を負担する。

ア 本業務に直接関係する法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの。

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更起因する追加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更（ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。）

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

4 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第47条の規定に従う。

(不可抗力発生時の対応)

第34条 業務期間中に不可抗力が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び追加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第35条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失又は追加費用（本施設の復旧に要する費用を含む。以下同じ。）が発生した場合、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けた場合、損害等の状況の確認を行うものとし、発注者と受注者との協議により、本事業契約の変更及び費用負担等について決定するものとする。

3 前項に定める協議を行ったにもかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本事業契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、当該不可抗力への合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合に生じる追加費用の負担は、別紙3に記載する負担割合によるものとする。

4 不可抗力により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合の処理は、第47条の規定に従う。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第36条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行が不能となったと認められる場合、受注者は、当該不能となった限度において本業務を遂行する義務を免れるものとする。

2 前項の定めに従って受注者が本業務を遂行する義務の一部を免れた場合、発注者は、受注者が当該業務を遂行する義務を免れたことにより支払が不要となった費用相当額を、サービス購入料から減額することができるものとする。

(本事業終了時の取扱い)

第37条 発注者は、業務期間満了日の36か月前から、本事業終了後の本施設の運営方法について

検討し、本事業終了後の本施設の運営の継続にかかる協議について受注者に申し出ることができ  
る。

- 2 前項の規定による申出に応じて、発注者と受注者は、本施設の運営の継続に係る協議を行うもの  
とし、必要な事項を確認する。当該協議の結果にかかわらず、受注者は、発注者の請求に応じて、  
必要な情報及び資料の提供を行わなくてはならない。

(本事業終了時の本施設の引き継ぎ条件)

第38条 業務期間が満了した場合、受注者は、本事業契約に基づき、発注者に本施設を引き継ぐも  
のとする。

- 2 受注者は、本施設及び本施設内の備品等が業務期間終了後も1年間は要求水準書等で示した性能  
及び機能を発揮でき、損傷等が無い状態であることを確認したうえで、発注者に本施設及び本施設  
内の備品等を引き継ぐものとする。
- 3 発注者は、業務期間満了時における本施設の状態が要求水準書等に規定する水準を満足している  
ことを確認するため、業務期間満了日前に、本施設の機能確認及び性能確認を実施する。
- 4 受注者は、要求水準書等の規定に従い、業務期間満了に先立って、業務期間満了以降25年間を  
対象とした長期修繕計画を作成し受注者に提出しなければならない。
- 5 業務期間満了後1年の間に、本施設に関して受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書  
等の未達成が発生した場合には、受注者は自己の費用により改修等必要な対応を行わなければなら  
ない。この規定は、本事業契約が終了した後においても適用する。

(発注者の任意解除権)

第39条 発注者は、履行期間中、次条又は第41条の規定によるほか、必要があるときは、本事業  
契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたとき  
は、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行  
の催告をし、その期間内に履行がないときは本事業契約を解除することができる。ただし、その期  
間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である  
ときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (2) 本業務の実施その他本事業契約の履行に関し、要求水準書等又は提案書において履行期限が定  
められているときに、当該履行期間までにこれを完了しないとき又は完了する見込みが明らか  
ないと認められるとき。
- (3) 本事業契約の締結又は履行につき不正行為があったとき。
- (4) 受注者及び業務担当者その他使用人が発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を  
妨げたとき。
- (5) 本業務について発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。
- (6) 発注者が請求した日の翌日から起算して30日以内に、第55条の定めに従って保険契約を締

結しないとき又はこれを維持しないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本事業契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第41条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が第7条第1項の規定に違反してサービス購入料債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許認可若しくは登録等を取り消され、又は関係する官公庁より営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 受注者が本事業契約に違反した状態となった場合において、発注者が第32条の規定に基づき、受注者に対して是正期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (4) 受注者が本事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (5) 別紙2に規定するモニタリングの結果、発注者が契約の解除をするとき。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により、本事業契約上の受注者の義務の履行が不能となったとき。
- (7) 受注者が本事業契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (8) 受注者が本業務を放棄したと認められるとき。
- (9) 受注者に係る破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続について、取締役会において申立てを決議したとき又は第三者により申立がなされたとき、若しくは受注者につき支払不能若しくは支払停止となったとき。
- (10) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、本事業契約の重大な違反又は抵触があったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本事業契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (13) 受注者が暴力団（呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（呉市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領第2条第2号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる者にサービス購入料債権を譲渡したとき。
- (14) 受注者が第44条又は第45条の規定によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。
- (15) 本事業契約に関して次のいずれかに該当するとき。
  - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - イ 受注者が独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
  - ウ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する罪を犯し、その刑が確定したとき。
- (16) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員又は暴力団関係者であると認められるとき。

イ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ アからウまでに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(17) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(18) 本事業に関し、受注者が実施要領において定められた参加資格を欠くこととなったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第42条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者による一部解除権)

第43条 発注者は、必要と認めるときは、90日前までに受注者に通知することにより、本事業契約の一部を解除することができる。この場合、発注者は、合理的な範囲において、受注者に生じた損害を賠償する責を負う。賠償金額については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

2 発注者が、前項に基づき本事業契約の一部を解除する場合には、当該一部解除により不要となる設備の利用停止に関し受注者と協議するものとし、受注者は、当該協議の結果に従って当該設備の利用停止に向けて必要な措置を講じる。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者が本事業契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条 受注者は、第15条の規定により業務範囲を変更したためサービス購入料が変更前より3分の2以上減少したときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、

前条の規定による契約の解除をすることができない。

(法令変更又は不可抗力の場合の解除)

第47条 発注者又は受注者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、本事業契約の終了に伴う権利義務関係等について相手方当事者と協議の上、本事業契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者により履行済みの本業務に対応する未払いのサービス購入料を、速やかに受注者に支払う。本条に基づく解除により発注者又は受注者に発生した損害及び費用については、各自で負担するものとする。

(本事業契約の期間満了及び解除による終了に際しての処置)

第48条 本事業契約が解除された場合、本事業契約は、将来に向かって効力を失うものとする。

- 2 受注者は、本事業契約が終了する場合又は終了した場合（期間満了による終了及び解除による終了を含む。以下この条において同じ。）で、発注者が本施設に関する業務を継続しようとする場合には、発注者の要求に基づき、発注者が本業務を継承する受注者（以下「後任受注者」という。）を選定するにあたって必要な協力を行うとともに、後任受注者に対して本施設の適正な運転等に関する教育を行った上で、引継ぎを行うものとする。
- 3 受注者は、前項の場合において、発注者が要求するときには、発注者が後任受注者を選定し、後任受注者が本業務を継承するまで、本事業契約の終了にもかかわらず、本業務を継続することとする。
- 4 受注者は、前2項に規定する引継ぎが終了し、かつ第6項に規定する修繕が終了したことを発注者が認めたときは、発注者が指定する期日までに、発注者に本施設を引き渡す。
- 5 発注者は、第3項の規定に基づき本事業契約の終了後において本業務を継続した場合、別紙1に準じて算定したサービス購入料を、受注者が後任受注者への引継ぎを終了するまでの期間につき、受注者に支払う。この場合の支払条件等については、発注者と受注者との協議により定める。
- 6 発注者は、第1項の場合、本施設につき、基本性能を充足しているか検査を行うことができ、当該検査により、本施設に基本性能を充足させるために修繕すべき点が存在することが判明した場合には、受注者に対してこれを通知し、受注者は、その責任及び費用においてこれを修繕する。ただし、基本性能の不充足が、発注者の責めに帰すべき事由に起因する場合には、修繕に要する費用は発注者の負担とし、不可抗力に起因する場合には、第35条の規定に従う。
- 7 受注者は、本事業契約の終了に際して、本施設内に受注者が所有又は管理する業務機械器具、仮設物その他の物件（受注者が本業務の一部を委任し、又は請け負わせた再委任先等その他の者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき、発注者の指示に従わなくてはならない。発注者は、受注者に対して、期間を定めて、受注者の責任及び費用負担において当該物件を撤去し、又は処分すべき旨を指示することができる。
- 8 受注者は、発注者が指定する期日までに、発注者に本施設を引き渡す。

(違約金)

第49条 受注者が第41条第15号アからウのいずれかに該当したときは、発注者が本事業契約を解除するか否かに関わらず、受注者は、発注者の請求に基づき、サービス購入料（本事業契約締結

- 後、サービス購入料の変更があった場合には、変更後のサービス購入料。次項において同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
  - 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。
  - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
  - 5 受注者の構成員(受注者に出資する企業である【○、○及び○】を総称して又は個別にいう。以下同じ。)は、第1項及び第2項に基づく受注者の発注者に対する違約金支払義務の履行を、連帯して保証するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第50条 発注者は、受注者が本事業契約の債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、前項の損害賠償に代えて、解除の日又は受注者が第2号の状態であると発注者が認めた日から業務期間満了日までの残期間に係るサービス購入料(要求水準書等又は提案書に定める各年度の想定火葬件数をもとに算出するものとする。)の10分の1に相当する金額又は年間サービス購入料(解除の日が属する事業年度の翌事業年度に予定するサービス購入料とし、要求水準書等又は提案書に定める各年度の想定火葬件数をもとに算出するものとする。)のうちいずれか高い方の金額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - (1) 第40条又は第41条の規定により本事業契約が解除されたとき。
    - (2) 履行期間中に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
  - 3 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
    - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
    - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第25号)の規定により選任された再生債務者等
  - 4 第1項又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
  - 5 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
  - 6 第2項の規定は発注者の損害賠償請求権の行使を妨げるものではなく、第2項に定める違約金の額を超える損害が発注者に生じている場合には、発注者は、受注者に対して当該超過額について損

害賠償を請求することができる。同項の規定により受注者が違約金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

- 7 受注者の構成員は、第1項及び第2項に基づく受注者の発注者に対する損害賠償義務の履行を、連帯して保証するものとする。
- 8 第1項、第2項及び前々項の場合において、受注者が特別目的会社であって既に解散しているときは、発注者は、当該特別目的会社の株主であった全ての構成員に対して違約金及び損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、請求を受けた者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第45条の規定により本事業契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(損害賠償等)

第52条 本業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

- 2 本業務に関連して、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合、受注者は、発注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 3 本事業契約に定めるサービス購入料の減額は、前項に従った発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、またサービス購入料の減額分を損害賠償の予定額と解してはならない。

(所有権)

第53条 本施設（改修された部分、維持管理上必要に応じて追設された部分を含む。）の所有権は、発注者に帰属するものとする。受注者は、本業務の遂行に関連し、これに必要な限度においてのみ本施設に立ち入り、これを無償で使用する権利を有するものであり、その他、本施設に関していかなる権利も有しない。

- 2 発注者は、受注者に対し、受注者による本業務の遂行のために必要な限度で、本施設を業務期間中無償で使用させる。

(第三者への賠償)

第54条 本業務の遂行に関して、受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。ただし、当該損害が次条の規定により付保された保険に基づく保険金で賄われる場合には、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるも

のとする。

#### (保険)

第55条 受注者は、本業務の遂行にあたって、業務期間の全期間にわたり、別紙4記載の保険を付保し、かつ、維持するものとする。ただし、発注者が付保する必要がない旨を受注者に通知した場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険約款及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を受けるものとする。
- 3 発注者及び受注者は、相互に、相手方が第1項の定めるところに従って付保した保険に係る保険金の請求を行うにあたって必要な支援を行うものとする。

#### (協議会の設置)

第56条 発注者と受注者は、本業務を円滑に遂行するために、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として別途作成する設置要綱に従って協議会を設置することができる。設置要綱の内容については、発注者と受注者との協議により定めるものとする。

- 2 発注者と受注者は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

#### (契約の変更)

第57条 本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容に変更が生じたとき、その他特別な事情が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、書面にて合意することにより、本事業契約の規定を変更することができるものとする。

#### (秘密保持)

第58条 発注者及び受注者は、本事業契約又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本事業契約に別段の定めがある場合を除いては、事前に相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
  - (1) 相手方から受領した時に公知である情報
  - (2) 相手方から受領する前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 相手方から受領した後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 相手方から受領した後に開示した当事者の責めに帰すべき事由により公知となった情報
  - (5) 相手方から情報を受領した当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
  - (6) 発注者及び受注者が本事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合

は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員その他の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
  - (4) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合
- 4 発注者は、前各項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 この条に定める秘密保持義務は、本事業契約の終了後もその効力を有するものとする。
- 6 受注者は、別紙個人情報等取扱特記事項に基づき、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(経営状況の報告等)

- 第59条 受注者は、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。

(株主への支援要請)

- 第60条 受注者は、受注者の財務状況に、破綻又は資金不足の懸念があり、本業務の実施について影響が生じるおそれがある場合は、受注者の株主に対して、追加出資、融資等の手段による支援を要請し、必要な支援等が受けられるよう最大限の努力を行うものとする。

(遅延利息)

- 第61条 受注者は、本事業契約に定める賠償金、損害金又は違約金を、支払期日を経過して支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払う。
- 2 前項の遅延利息は、賠償金、損害金又は違約金に、支払期日の翌日から支払済みまで、契約日における支払遅延防止法の率の遅延利息をもって計算する（千円未満は切り捨てるものとする。）。かかる計算は、遅延利息支払時における支払遅延防止法の率の遅延利息の額を超えないものとする。

(補則)

- 第62条 本事業契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 個人情報等取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、本業務の実施に当たって受注者が保有することとなる個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報等（以下「個人情報等」という。）の取扱いについては、個人情報等の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。本事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、本業務の処理に従事する者（以下「業務従事者」という。）が、前項の規定を遵守するよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第3条 受注者は、個人情報等の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報等管理責任者を選任しなければならない。

3 個人情報等管理責任者は、この特記事項に定める事項を業務従事者に周知し、適切にその実施がされるよう監督しなければならない。

4 受注者は、個人情報等を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所等」という。）を定めるとともに、作業場所等に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報等の取扱いに着手する前に前各項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により発注者に報告しなければならない。報告した内容を変更する場合も、同様とする。

### (持ち出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「個人情報等資料」という。）を作業場所等から持ち出してはならない。

### (複写等の禁止)

第5条 受注者は、発注者の指示若しくは依頼又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報等資料を複写し、若しくは複製し、又は加工してはならない。

### (収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本業務を実施するために必要

な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報等を収集しなければならない。

(利用の制限)

第7条 受注者は、本業務の目的以外の目的のために、個人情報等を受注者の内部において利用してはならない。

(提供の制限)

第8条 受注者は、本事業契約の本則中の規定により発注者の承諾を得て本業務の主体的部分以外の部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせる場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該提供の承諾を得ているときを除き、本業務の目的以外の目的のために、個人情報等を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第9条 受注者は、本業務を実施するための個人情報等を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせるてはならない。ただし、前条に規定する場合であって、あらかじめ発注者の書面による当該取扱いの承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前条又は前項ただし書の承諾を得て、本業務に係る個人情報等を第三者に提供し、又は取り扱わせる場合には、個人情報等の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び発注者が指示する事項について、当該第三者（以下「再受注者」という。）と書面により約定しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により行う約定において、再受注者が個人情報等を他の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、個人情報等の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所等において検査するものとする。ただし、次に掲げる場合は、受注者からの報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。
  - (1) 契約期間が1年以内の場合
  - (2) 遠隔地、感染症のまん延その他実地検査が困難と認められる場合
- 3 受注者は、発注者が第1項の報告を求めた場合又は前項の規定による検査（報告書の提出に代える場合を含む。）を実施する場合には、これに協力しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受注者は、個人情報等の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、遅滞なく発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。本事業契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報等資料の返還等)

第12条 受注者は、本業務を実施するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報等資料を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又は本事業契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、受注者がこの特記事項に違反し、若しくは個人情報等の漏えい等をし、又は受注者の個人情報等の取扱いが不相当であると認められるときは、本事業契約を解除するとともに、発注者に生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。

別紙1 サービス購入料の構成等について（第28条、第29条、第30条、第31条、第48条）

1 サービス購入料の構成等

発注者が受注者に支払うサービス購入料は、維持管理業務費（サービス購入料Aおよびサービス購入料B）、運營業務費（サービス購入料CおよびD）および光熱水費（サービス購入料E）で構成される。

発注者は、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。

【サービス購入料の構成】

区分	名称	対象
維持管理業務費	サービス購入料A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物保守管理業務費</li> <li>・建築設備保守管理業務費</li> <li>・火葬炉保守管理業務費</li> <li>・清掃業務費</li> <li>・植栽・外構等維持管理業務費</li> <li>・警備業務費</li> <li>・その他業務費</li> </ul>
	サービス購入料B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備等長期計画修繕業務費</li> <li>・施設・設備等改修業務費</li> <li>・火葬炉設備長期計画修繕業務費</li> <li>・火葬炉改修業務費</li> </ul>
運營業務費	サービス購入料C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬受付・案内業務</li> <li>・告別業務</li> <li>・炉前業務</li> <li>・火葬業務</li> <li>・収骨業務</li> <li>・その他業務費（うち、稼働準備業務費を除く）</li> <li>・SPC経費（監査、保険等）</li> </ul>
	サービス購入料D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他業務費（うち、稼働準備業務費）</li> </ul>
光熱水費	サービス購入料E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費（売店・自動販売機分を除く）</li> </ul>

2 サービス購入料の支払い方法

(1) サービス購入料A、サービス購入料C、サービス購入料Dおよびサービス購入料E

サービス購入料A、CおよびEの支払方法は次のとおりとする。

- ・支払回数は、令和8年度第1四半期を第1回とし、以降四半期ごとで年4回、令和28年度第4四半期を最終回とした計80回とする。

- ・令和7年度の費用（契約締結の日から令和8年3月までの費用（サービス購入料D））については、第1回に加算するものとする。
- ・なお、サービス購入料Eは、売店・自動販売機の使用分を除いた額とする。売店・自動販売機の使用分は、売店運営者からSPCへ支払われる。

## (2) サービス購入料B

各会計年度の支払予定額は、受注者の提案内容を踏まえて発注者にて作成し、契約書作成時に通知する。

## (3) 消費税および地方消費税

サービス購入料を支払う都度、当該サービス購入料に係る消費税相当額（消費税および地方消費税）を加えて支払うものとする。

- ・モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。
- ・消費税法（昭和63年法律第108号）および関連法令の変更に伴い、消費税率および地方消費税率が変更された場合、発注者は、当該変更の内容に従い、サービス購入料の支払に係る消費税および地方消費税を支払うものとする。

## 3 サービス購入料の支払い手続き

### (1) サービス購入料A、サービス購入料C、サービス購入料Dおよびサービス購入料E

- ・受注者は、四半期の業務終了後10日以内に、当該支払額が確認できる資料（物価変動を含む）を添えて、四半期業務報告書を提出すること。
- ・発注者は、四半期業務報告書受領後10日以内にモニタリング結果と減額ポイント（別紙2参照）を勘案した支払額を受注者へ通知する。
- ・受注者は、支払額の通知を受領後、速やかに発注者に対して請求書を提出する。
- ・発注者は、請求書を受領した日から30日以内にサービス購入料A、C、DおよびEを支払うものとする。
- ・なお、サービス購入料Eについては、売店の使用量を記録しておくこと。

### (2) サービス購入料B

- ・受注者は、改修業務の第17条の2第1項に規定する目的物の引渡しをしたときは、サービス購入料Bの支払を請求することができる。
- ・発注者は、上記の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内にサービス購入料Bを支払わなければならない。
- ・発注者がその責めに帰すべき事由により第17条の2第2項に規定する期間内に検査員をして検査を完了させることができないときは、その期間が経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### 4 物価変動に伴うサービス購入料の改定

##### (1) サービス購入料 A、サービス購入料 B、サービス購入料 C およびサービス購入料 E

###### ア 改定方法

サービス購入料 A、B、C および E について、下記ウに示す価格指数が前回改定時に比べて絶対値が 1,000 分の 15 以上の変動が認められる場合に、次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

$$Y^{※1} = \alpha \times X$$

X：前回改定時のサービス購入料 A、B、C および E

Y：改定増減額（サービス購入料 A、B、C および E の増減額）

$$\alpha : \text{改定率} = \frac{\text{改定時の指数}^{※3※5}}{\text{前回改定時の指数}^{※4※5}} \quad \{\text{ただし、} |\alpha - 1| \geq 1.5\% \text{ のとき}\}$$

※1 改定の計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を切り捨てるものとする。

※2 当該改定率  $\alpha$  は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てるものとし、 $\alpha - 1$  の絶対値が 15/1,000 に満たない場合は、改定を行わない。

※3 改定時の指数とは、改定時点（改定年度の 8 月末時点に確認できる月別確定値）の直近 12 か月の平均値とする。

※4 前回改定時の指数とは、前回改定時点における 12 か月の平均値とする。なお、初回については令和 8 年 8 月時点（8 月末時点に確認できる最新の月別確定値）における直近 12 か月の平均値とする。

※5 最新の基準年の指数を用いるものとする。

###### イ 改定の手続

改定を申請する者は、毎年度 9 月末日までに、価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料 A、B、C および E の合計金額を相手方へ報告し、確認を受けるものとする。

###### ウ 改定に用いる価格指数

改定率の算定に用いる指標は、次表「対象となる費用及び指数」のとおりである。

※ 改定率の算定に用いる指標は、優先交渉権者選定後から仮契約締結までの間に優先交渉権者が提案することができることとする。提案された指標について、発注者と協議・合意した上で、事業契約書に定める。契約締結後、物価変動の指標値として採用している指標が消滅したり、内容が見直されて本事業の実態に適合しなくなったりした場合は、その後の対応方法について発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。

【対象となる費用及び指数】

対象	対象となる費用		指標
維持管理業務費	サービス購入料 A		「企業向けサービス価格指数」－建物サービス（日本銀行調査統計局）
	サービス購入料 B	施設・設備等長期計画修繕業務費 (サービス購入料 B-1)	建築費指数－広島－事務所（RC）－設備（一般財団法人建設物価調査会）
		施設・設備等改修業務費 (サービス購入料 B-2)	
		火葬炉設備長期計画修繕業務費 (サービス購入料 B-3)	
		火葬炉改修業務費 (サービス購入料 B-4)	
運營業務費	サービス購入料 C	SPC 経費 (サービス購入料 C-1)	「企業向けサービス価格指数」－法務・財務・会計サービス（日本銀行調査統計局）
		上記以外の運營業務費 (サービス購入料 C-2)	「企業向けサービス価格指数」－労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）
光熱水費	サービス購入料 E	火葬燃料費 (サービス購入料 E-1)	「石油製品価格調査」－給油所小売価格調査－灯油配達（広島県）（資源エネルギー庁）
		電気料金 (サービス購入料 E-2)	小売物価統計調査（動向編）－3511 電気代（広島市）（総務省）

5 火葬件数の変動による火葬燃料・電気料金の変更

対象となる事業年度の推計火葬件数（要求水準書別紙1 将来火葬件数で示す火葬件数）と実際の火葬件数（人体、動物、胞衣の合計火葬件数）が異なった場合、次に示す算式で算出される額について、当該年度の第4四半期分のサービス購入料で、発注者は精算するものとする。

ア 実際の火葬件数が事業年度の推計火葬件数を上回った場合

- ・ (対象年度の火葬燃料費 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数) × (実際の火葬件数 - 事業年度の推計火葬件数)
- ・ (対象年度の電気料金 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数) × (実際の火葬件数 - 事業年度の推計火葬件数)

イ 実際の火葬件数が事業年度の推計火葬件数を下回った場合

- ・ (対象年度の火葬燃料費 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数) × (事業年度の推計火葬件数 - 実際の火葬件数)
- ・ (対象年度の電気料金 (物価変動を考慮したもの) / 事業年度の推計火葬件数) × (事業年度の推計火葬件数 - 実際の火葬件数)

## 6 サービス購入料の減額等

発注者は、事業者が実施する各業務に関するモニタリングを行い、業務の実施状況が本事業契約、要求水準および提案内容等に適合しない場合には、本事業契約の規定に従い、事業者に対し、業務改善に関する勧告やサービス購入料の減額、契約解除等の措置をとるものとする。詳細については、「別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法」を参照すること。

## 別紙2 モニタリングおよびサービス購入料の減額等の基準と方法（第23条、第25条、第31条、第41条）

### 1 基本的な考え方

#### (1) モニタリングの基本的な考え方

発注者は、事業期間を通じて事業が適正かつ確実に遂行されるよう、受注者が実施する業務内容が本事業契約、要求水準書および提案内容（以下、「要求水準等」という。）に対する達成状況、SPCの経営状況を確認するため、モニタリングを実施する。

また、受注者は、事業期間を通じて、自らの責任においてセルフモニタリングを実施し、自らの業務の要求水準等達成状況を確認するとともに、結果に基づき、継続的に業務改善・サービスの向上を図ることとする。

#### (2) 要求水準等未達成の場合の基本的な考え方

発注者は、モニタリングの結果、受注者の業務実施内容が、要求水準等の未達成、または、明らかに未達成のおそれがあると判断した場合、受注者に対して是正を勧告するとともに、減額ポイントの付与、サービス購入料の減額、契約解除などの措置を講じる。

#### (3) モニタリング対象

発注者は、受注者の本施設の改修等業務、維持管理業務、運営業務の業務実施内容および事業期間終了時の状態について、要求水準等が満たされているかをモニタリングする。

#### (4) モニタリングの費用負担

モニタリングの実施に係る発注者の職員人件費などは、発注者の負担とする。なお、モニタリングにおいて、発注者が状況の確認をする場合などに、受注者に発生する費用は、受注者の負担とする。

受注者が自ら実施するセルフモニタリング、提出書類の作成などに係る費用は、受注者の負担とする。

#### (5) モニタリング結果の公表

発注者は、必要と判断した場合は、モニタリングの過程および結果を公表できる。

### 2 維持管理業務および運営業務に係るモニタリング

#### (1) モニタリングの方法

##### ア モニタリング実施計画書の作成

受注者は、維持管理業務および運営業務の開始の3か月前までに、発注者と協議し、モニタリングに関する内容（時期、内容、組織、手続きおよび様式等）を記載したモニタリング実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

##### イ 日常モニタリング

受注者は、自らの責任により業務実施内容および要求水準等の達成状況について日常的に確認

し、要求水準等に示す各種計画書・報告書・台帳等を提出時期までに発注者に提出すること。

法定の点検記録・測定記録を行い、日報、月報、四半期報および年度総括報を作成し、定期的に発注者に提出すること。報告書および台帳等の提出の時期は、「カ 提出書類および提出の時期」による。ただし、発注者の求めがあったときは速やかに提出すること。

業務不履行があった場合、「重大な事象」が発生した場合または従業者もしくは利用者などから苦情があった場合には、発注者に直ちに報告すること。

#### ウ 定期モニタリング

受注者は、自らの責任により業務実施内容および要求水準等の達成状況について確認し、要求水準等に示す各種計画書・報告書・台帳等を提出時期までに発注者に提出すること。

発注者は、基本的に四半期に一度、受注者が提出した各種計画書・台帳・報告書等を確認する。

#### エ 随時モニタリング

発注者は、受注者の業務実施内容について、随時必要な報告を求めることができる。受注者は、必要な協力を行うこと。

#### オ 実地におけるモニタリング

発注者は、受注者の業務実施内容について、定期的に、あるいは随時、実地にて確認することができる。

受注者は、確認に必要な協力を行うこと。

#### カ 提出書類および提出の時期

要求水準等に示す、各種計画書、報告書、台帳、株主総会の資料（財務諸表、監査報告書等）等の提出時期に応じて提出すること。なお、要求水準等における提出時期の詳細については、次に示すとおりである。

提出書類	提出時期	
	要求水準等	詳細
a 各種計画書	事業当初	初年度中（維持管理運営業務を開始する前） <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業務計画書</li> <li>・運営業務計画書</li> <li>・業務の実施体制及び各業務担当者の届出</li> <li>・モニタリング実施計画書</li> <li>・長期修繕計画</li> <li>・火葬炉保守管理業務年間計画書</li> </ul>
	随時	建物・設備等の改修業務及び火葬炉改修業務の着工前 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書</li> </ul> 長期修繕計画に基づく計画修繕工事の着手前 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書</li> </ul>
	毎年	毎年度業務開始時

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物保守管理業務年間計画書</li> <li>・設備保守管理業務年間計画書</li> <li>・火葬炉保守管理業務年間計画書</li> <li>・清掃業務年間計画書</li> <li>・植栽・外構維持管理業務年間計画書</li> <li>・警備業務年間計画書</li> </ul>
b 各種台帳等	毎年	年間業務終了の翌々月末日（休日等に当たる場合は、翌開庁日）まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器台帳</li> <li>・備品台帳</li> <li>・無縁台帳</li> <li>・火葬台帳</li> </ul>
c 各種報告書	毎月	翌月の 5 日（休日等に当たる場合は、翌開庁日）まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理業務報告書（日報・月報）</li> <li>・運營業務報告書</li> </ul>
	随時	建物・設備等の改修業務及び火葬炉改修業務の完工後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事記録写真、完成写真、完成図等</li> </ul> 長期修繕計画に基づく計画修繕工事の完了後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画修繕の記録</li> <li>・各種図面、機器台帳、備品台帳</li> </ul>
	四半期ごと	当該四半期の翌月の 10 日（休日等に当たる場合は、翌開庁日）まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期報</li> </ul>
	毎年	年間業務終了の翌月 10 日（休日等に当たる場合は、翌開庁日）まで <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度総括報</li> </ul> SPC 会計年度終了後 3 ヶ月以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPC の公認会計士監査済決算報告書</li> </ul> 火葬炉の性能試験実施後 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬炉の性能試験に関する報告書</li> </ul>

## (2) 要求水準等未達成の場合の措置

### ア 基本的な考え方

発注者は、モニタリングの結果、受注者の業務実施内容が、受注者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、受注者に対して、是正勧告、減額ポイントの付与、サービス購入料の減額、各業務を実施する企業の変更、契約解除などの措置を講じる。

### イ 要求水準等未達成の場合の措置

具体的な手順は、「4 減額ポイントの付与およびサービス購入料の減額方法」による。

サービス購入料の減額は、「別紙1 サービス購入料の構成等について」に基づき提出される当該時点のサービス購入料の内訳表に基づき、サービス購入料A、サービス購入料Cおよびサービス購入料Dを減額する。

なお、発注者は、上記の減額とは別に、業務不履行に伴う損害賠償を受注者に請求することができる。

発注者による複数回の是正勧告を経た後、受注者による是正措置が適正に実施されないと発注者が認めた場合には、発注者は契約を解除することができる。

### 3 事業期間終了時に係るモニタリング

#### (1) モニタリングの方法

##### ア 書類によるモニタリング

受注者は、次表の提出書類を、それぞれの提出時期までに発注者に提出して確認を受けること。

受注者は、要求水準等を満たすよう、事業終了時までに必要な修繕を行うこと。

提出書類	提出時期
本施設の事業期間終了後の長期修繕計画（25年間） （施設の劣化調査を含む）	事業期間終了の1年前まで
火葬炉設備の事業期間終了後の長期修繕計画（25年間）	事業期間終了の1年前まで

##### イ 実地におけるモニタリング

発注者は、受注者の業務実施内容について、実地にて確認することができる。受注者は、確認に必要な協力を行うこと。

#### (2) 要求水準等未達成の場合の措置

発注者は、モニタリングの結果、受注者の業務実施内容が、受注者の責めに帰すべき事由により、要求水準等を満たしていないと判断し、事業期間終了時までの間に是正が確認されない場合、受注者の債務不履行と判断して契約を解除することができる。

### 4 減額ポイントの付与およびサービス購入料の減額方法

#### (1) 基本的な考え方

発注者は、モニタリングの結果、受注者の維持管理業務および運営業務の実施内容が、受注者の責めに帰すべき事由により、要求水準等の未達成、または未達成のおそれがあると判断した場合、次のフローに示す手続きにより、受注者に対して、是正勧告、減額ポイントの付与、サービス購入料の減額、各業務を実施する企業の変更、契約解除などの措置を講じる。

#### (2) 業務の是正についての措置

##### ア 是正レベルの認定

発注者は、受注者の維持管理業務および運営業務の実施内容が要求水準等の未達成、または未達成のおそれがあると判断される事象が発生した場合、是正レベルの認定を行い、受注者に通知する。是正レベルの基準は次のとおりである。

レベル1	施設を利用する上で支障となる事象
レベル2（重大な事象）	施設を利用する上で重大な支障となる事象

レベル	対象業務	対象となる事象（例）
レベル1	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の不備、未実施</li> <li>・ 業務報告の不備</li> <li>・ 関係者への連絡の不備</li> <li>・ 電気、燃料等使用量の不当な増加</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排ガス等の公害防止基準の未達成（性能試験）</li> </ul>
	運營業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平性を欠いた予約の受付</li> <li>・ 火葬許可証等の必要書類が不足する火葬の受理</li> <li>・ 特定の宗教・宗派に著しく偏った様式での告別</li> <li>・ 会葬者代表の確認を得ない火葬工程への移行</li> </ul>
	・ その他「重大な事象」の対象とならないもの	
レベル2 （重大な事象）	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の故意による放棄</li> <li>・ 長期にわたる連絡不通</li> <li>・ 施設が利用できない事態が生じた場合の収束のめどが立たない（受注者の責によらないものを除く）</li> <li>・ 人身事故の発生</li> <li>・ 異常発生についての報告漏れ</li> <li>・ 金品の受領</li> <li>・ 施設利用者に著しく不快な印象を与える言動</li> <li>・ 各種記録の未作成あるいは紛失または情報の漏洩</li> <li>・ 法令等の違反</li> <li>・ 開場しない（休業日を除く）</li> <li>・ 開場予定時間中に開場していない（発注者の指示、発注者との合意による場合を除く）</li> </ul>
	維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不衛生状態の放置</li> </ul>
	運營業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 棺の取り違え</li> <li>・ 適切な焼骨でない状態の発生</li> <li>・ 焼骨の取り違え</li> <li>・ 遺体の尊厳への配慮不足</li> <li>・ 残骨灰と集じん灰および飛灰の区分集積の未実施</li> </ul>

#### イ 是正指導

事象がレベル1に該当する場合、発注者は、受注者に対して、係る業務の是正を行うよう是正指導を行う。受注者は、発注者からは是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について発注者と協議を行い、是正対策と是正期限などを発注者に提示し、発注者の承諾を得ること。

事象がレベル2に該当する場合、発注者は、受注者に対して是正勧告の措置を講じる。

#### ウ 是正の確認

発注者は、受注者からの是正完了の通知または是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

レベル1の事象においては是正が認められない場合、レベル2として認定し、是正勧告（1回目）の措置を行う。

#### エ 是正勧告（1回目）

事象がレベル2に該当する場合、またはレベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経てもなお是正が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、速やかに係る業務の是正を行うよう1回目の是正勧告を受注者に対して書面により行う。

受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について発注者と協議を行うとともに、是正対策と是正期限などを記載した「是正計画書」を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

#### オ 是正の確認

発注者は、受注者からの是正完了の通知または是正期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、是正計画書に沿った是正が行われたかどうかを確認する。

#### カ 是正勧告（2回目）

上記オにおけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、2回目の是正勧告を受注者に対して書面により行うとともに、再度、是正計画書の提出を請求し、協議、承諾および随時のモニタリングによる是正確認の措置を講じる。

なお、2回目の是正勧告について、発注者が必要と判断した場合は、その内容を公表することができる。

#### キ サービス購入料の支払停止措置

発注者は、上記是正勧告（2回目）の手続きを経ても、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと判断した場合、サービス購入料のうちサービス購入料A、サービス購入料Cおよびサービス購入料Dの支払いを、是正が確認されるまで停止することができる。

#### ク 維持管理業務に当たる者または運營業務に当たる者の変更

発注者は、是正勧告（2回目）の手続きを経ても、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと判断した場合、維持管理業務に当たる者または運營業務に当たる者の変更を受注者に要求することができる。

発注者の要求による当該変更について、変更を求められたものが構成員（SPCの出資者）である場合は、その保有するSPCの株式を新しい構成員、もしくは、既存の構成員及び協力企業に譲渡することとする。また、変更を求められたものがSPCの代表企業である場合は、発注者の承諾を得た後、受注者は新しい代表企業を定めることとする。

ケ 事業の中断（契約解除）

発注者は、維持管理業務および運營業務の結果が次のいずれかに該当する場合、事業全体の中断を決定し、事業契約を解除することができる。

- a 上記クの措置を講じた後、なお是正効果が認められないと発注者が判断した場合
- b 受注者が、新たに維持管理業務に当たる者または運營業務に当たる者の選定を求められているにもかかわらず、30日以内に維持管理業務に当たる者または運營業務に当たる者を選定し、その詳細を発注者に提出しない場合

(3) サービス購入料の減額措置

ア 減額ポイントの付与

発注者は、モニタリングの結果、受注者の維持管理業務および運營業務の内容が要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、認定レベルに応じて、次の基準に従い減額ポイントを付与する。

段階	内容	レベル1	レベル2 (重大な事象)
レベル認定	各レベルの事象の発生を発注者が確認し、レベルを認定した時点	減額ポイントなし	10ポイント (各事象につき)
是正指導	是正指導に基づく是正が認められないと発注者が判断した時点	1ポイント (各事象につき)	
是正勧告 (1回目)	是正勧告(1回目)に基づく是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと発注者が判断した時点		10ポイント (各事象につき)
是正勧告 (2回目)	是正勧告(2回目)に基づく是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと発注者が判断した時点		10ポイント (各事象につき)
是正指導 (反復)	前回事象の発生を発注者が確認した時点の属する四半期の末日から1か年を経過しない間に同一の事象の発生を確認した時点	1ポイント (各事象につき)	

イ 減額ポイントが発生しない場合

次に該当する場合には、減額ポイントは発生しない。

- a やむを得ない事由により当該状況が発生した場合で、事前に受注者から発注者に連絡があり、発注者がこれを認めた場合
- b 明らかに受注者の責めに帰さない事由によって発生した場合で、発注者が受注者の責めに帰さない事由と認めた場合

ウ サービス購入料の減額措置

(ア) 減額の額の算出

四半期末の累積減額ポイントに従い、次の算式に基づいて当該四半期のサービス購入料 A、サービス購入料 C およびサービス購入料 D を減額する。

減額ポイントの四半期合計	サービス購入料の減額の額
100 以上	100%減額
11～99	対象四半期支払い額 ＝（減額前四半期支払額）－（減額の額）※  ※減額の額 ＝四半期減額ポイント合計×0.01×減額前四半期支払額
10 以下	減額なし

(イ) 減額ポイントの繰り越し

四半期末の累積減額ポイント数が 10 以下で減額が行われなかった場合、当該減額ポイント数は翌四半期以降に繰り越す。ただし、減額ポイントが計上されなかった四半期が翌四半期から 2 期連続した場合は、繰越減額ポイントは 0 となる。なお、減額を行った累積減額ポイントは消滅する。

別紙3 不可抗力の場合の費用分担（第35条）

1. 発注者と受注者は、不可抗力により本事業に関して受注者に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）を、以下のとおり負担する。
  - （1） サービス購入料を20で除した金額の100分の1以下の額（不可抗力が数次にわたるときは発注者の一会計年度に限り累積する。）は、受注者の負担とする。
  - （2） （1）を超える額は、発注者の負担とする。
2. 前項に基づくものを除き、発注者は、受注者に生じた費用及び損害を一切負担しない。
3. 不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害は、発注者の負担とする。ただし、第55条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

## 別紙4 保険（第55条）

【詳細は受注者提案に基づき記載する。】

### 1. 第三者賠償責任保険

- 付保対象 : 本業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
- 付保期間 : 業務期間
- 保険金額 : 提案による
- その他 : 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

### 2. 火災保険

- 付保対象 : 改修業務の目的物、材料等
- 付保期間 : 改修業務を行う期間
- 保険金額 : 提案による
- その他 : 発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

※上記は受注者が付保すべき保険の例示であり、上記以外の保険を付保することを妨げるものではなく受注者の提案によるものとする。